

事務局説明資料

2025年6月11日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

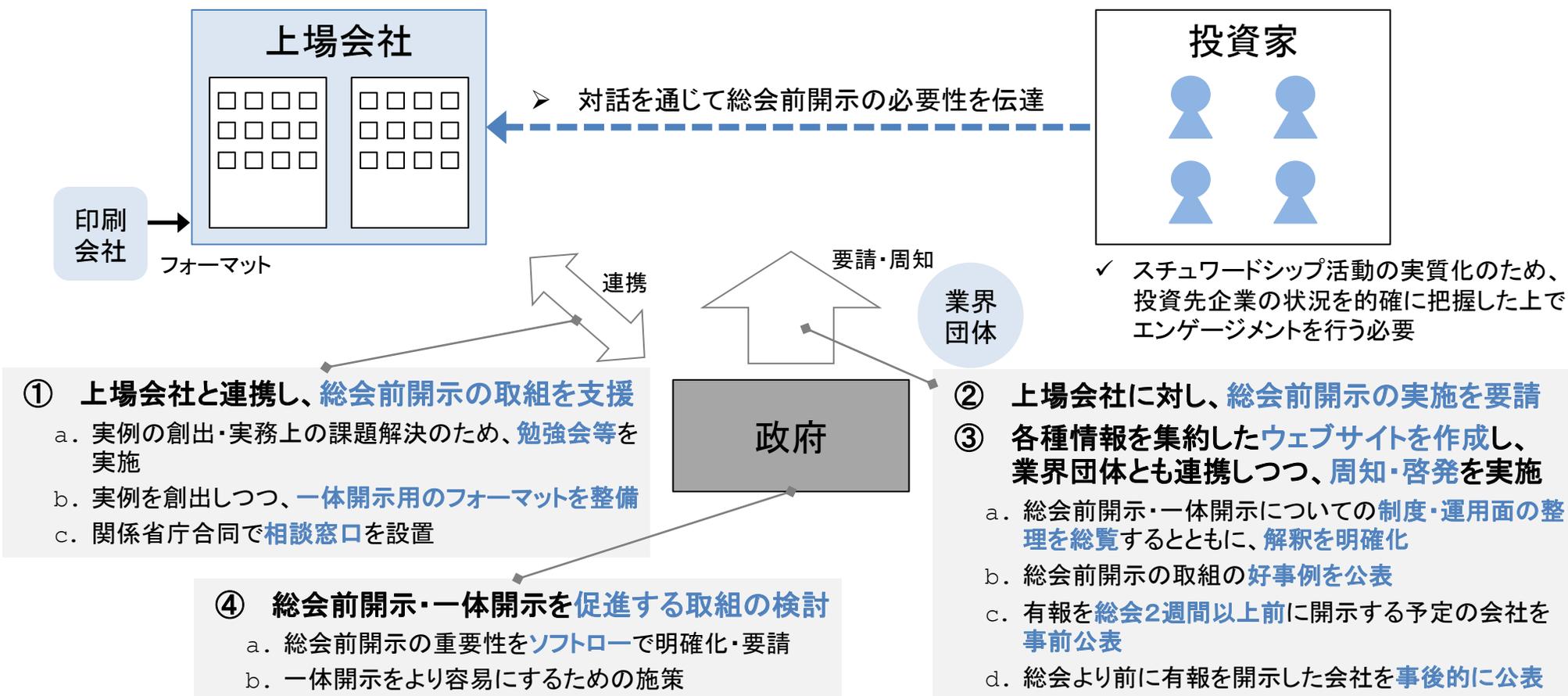
I. 総会前開示を実現するための方策の検討

- (1) 上場会社の取組の支援
- (2) 要請の実施
- (3) ウェブサイトによる周知・啓発
- (4) 制度面の対応

II. 今後の取組について

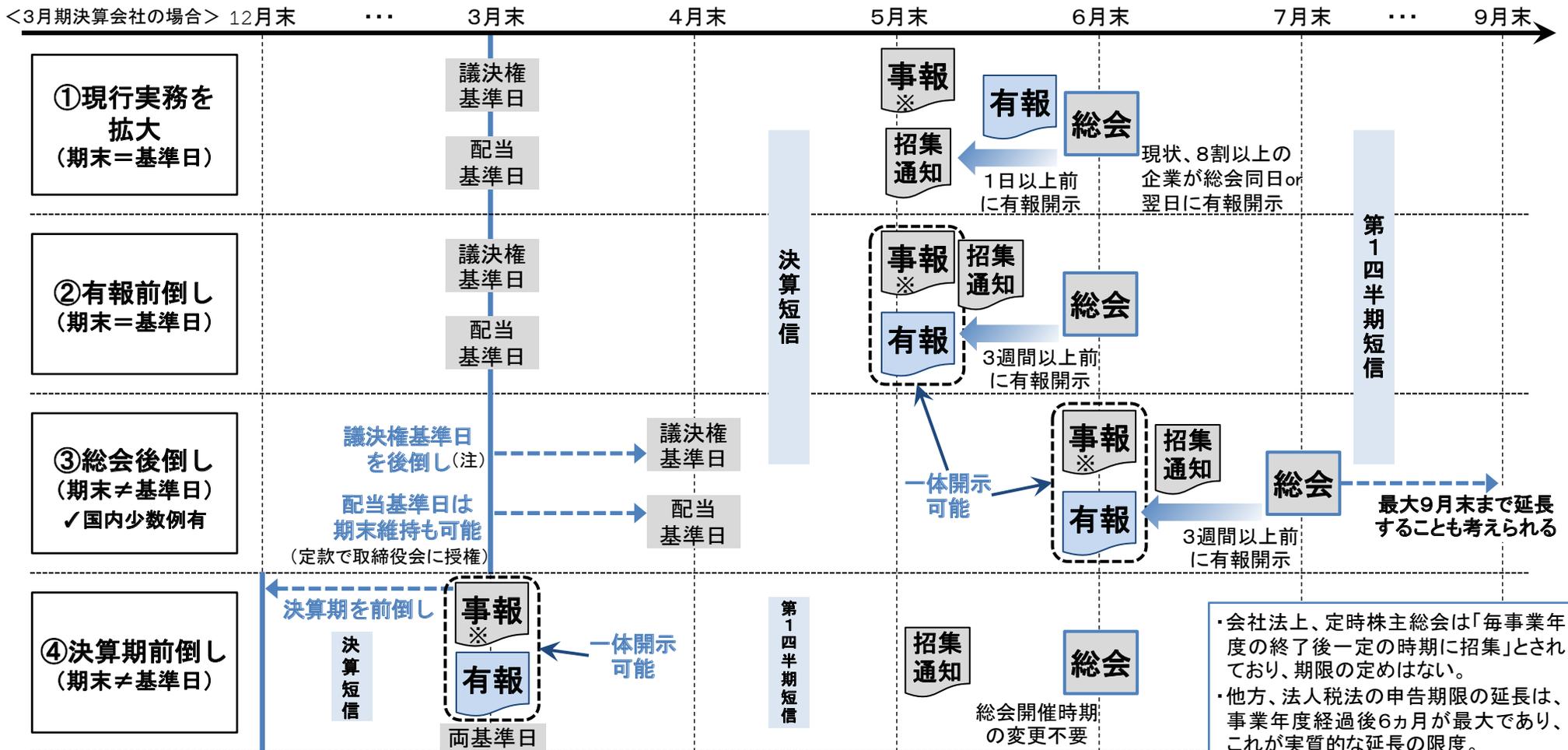
[参考]総会前開示を実現するための当面の方策(案)

- 投資判断に必要な時間を十分確保するためには、有報の開示は**一体開示が可能となる総会3週間以上前**が望ましいが、その実現のための**第一歩として、株主総会より前に有報が開示される慣行の醸成も重要**。
- さらに、より早期に有報が開示されるよう、機関投資家において有報の一定の活用が可能となる**総会2週間前**に着目し、**そのような開示を行う予定の上場会社を投資家に対して事前に周知していくことが考えられる**。
- また、本来目標とする総会3週間以上前の開示の実現に向けて**周知・啓発活動**を行うとともに、その実現のために必要と考えられる**一体開示について、その実施が容易になるよう取り組んでいくことが考えられる**。



[参考]総会前開示の実現方法

- 有報を定時株主総会前に開示するためには、下図①～④の方法が考えられる(いずれも現行法上可能)。
- ①であっても、総会での有報の参照が可能となり質疑が効率化するなど、**一定の意義がある**と考えられるが、**投資判断に必要な時間を十分確保するためには、3週間以上前の開示が望ましい**(一体開示も可能となる)。
- 総会3週間以上前の開示を、②～④の**いずれの方法によって実現するかは任意**であり、当該会社においてその事情を踏まえ、**実務負担の少ない方法を選択**できる。



・会社法上、定時株主総会は「毎事業年度の終了後一定の時期に招集」とされており、期限の定めはない。
 ・他方、法人税法の申告期限の延長は、事業年度経過後6カ月が最大であり、これが実質的な延長の限度。

(注)エンティボーティングの観点から、議決権基準日を実務上可能な範囲で総会に近接させることも考えられる。

※会社法上、総会3週間前までに事業報告・計算書類等を電子提供する必要がある。これらの会社法上の書類と有報を合わせて一つの開示書類とすることを一体開示という。

[参考]米国企業における株主総会開催日の状況

- 米国のS&P500を構成する2023年12月決算企業のうち、時価総額上位100社※を対象とした調査では、株主総会の開催日は4月から7月に分散しており、特定の日への集中は見られなかった。

※2025年2月18日時点

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2

～

31						
----	--	--	--	--	--	--

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
		1社	1社			
21	22	23	24	25	26	27
			5社	5社	1社	
28	29	30				
		4社				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			3社	6社	1社	1社
5	6	7	8	9	10	11
	3社	5社	3社	6社	2社	
12	13	14	15	16	17	18
		4社	4社	6社	2社	
19	20	21	22	23	24	25
		1社	7社	6社		
26	27	28	29	30	31	
		1社	3社		1社	

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	1社	1社	2社	3社	2社	
9	10	11	12	13	14	15
	1社		2社	1社	1社	
16	17	18	19	20	21	22
		1社			1社	
23	24	25	26	27	28	29
	1社					
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
28	29	30				
		1社				

(出典)EDGARより金融庁作成

I. 総会前開示を実現するための方策の検討

(1) 上場会社の取組の支援

(2) 要請の実施

(3) ウェブサイトによる周知・啓発

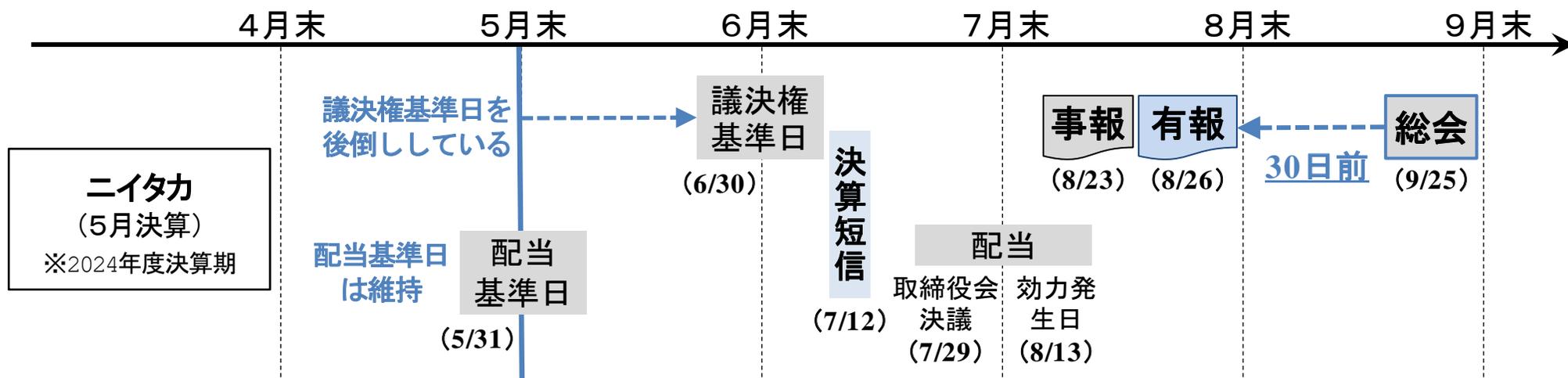
(4) 制度面の対応

II. 今後の取組について

議決権行使基準日・配当基準日等を変更している企業の事例

- 既に、議決権行使基準日や配当基準日等を変更している企業の事例は少数ながら存在。
- **ニイタカ(5月決算)**は、議決権行使基準日を6月末に設定して**株主総会を1か月後倒し**しているが、**配当基準日は決算期と同様の5月末**としている。

議決権行使基準日を変更した場合の開示スケジュールの例



【議決権行使基準日・配当基準日等を変更している事例(2024年度決算期)】

- **ジョイフル(6月決算)**
議決権行使基準日: **8/31**、配当基準日: **8/31**、決算短信開示日: 8/13、有報開示日: 9/17 (**総会の66日前**)、
事業報告等開示日: 10/24、株主総会開催日: 11/22 ※配当については、8/13の取締役会で決議(10/28効力発生)
- **窪田製薬ホールディングス(12月決算)**
議決権行使基準日: **2月末日**、配当基準日: **12/31**、決算短信開示日: 2/14、事業報告等開示日: 3/28、
有報開示日: 3/28 (**総会の21日前**)、株主総会開催日: 4/18

<参考> 配当基準日を議決権基準日と同様に後倒した上で、配当は取締役会決議により従前の時期に実施する方法も考えられる。

定款変更について

- 総会前開示を実現するため、企業が**定時株主総会の後倒し**や**決算期の前倒し**を検討することが考えられる。
 - このとき、**剰余金の配当決議は原則として株主総会の決議**によるとされているため、既に定款により配当決議を取締役会に授権していない場合は、**配当の権利確定時期及び配当支払時期が遅くなる**こととなる^(注)。
 - この点、企業からは以下のような懸念の声がある。
 - 権利確定時期が決算期末日ではなくなることについて、**個人投資家の誤解が生じるのではないか**。
 - **配当の受取時期が遅くなることは避けたい**との投資家の要望があるのではないか。
 - このため、株主総会で定款変更を行い、配当決議を取締役会に授権する必要があると考える企業が一定数存在するところ、そうした企業からは、**配当決議の取締役会への授権の定款変更について、機関投資家に反対されることを危惧する意見がある**。
- ※ 議決権行使基準日や決算期を変更するためにも定款を変更する必要があるが、これについて反対を懸念する声は聞かれない。

会社法

【基準日】

- 基準日を定めて基準日株主を議決権の行使者とする場合、行使できる権利は当該基準日から3か月以内に行使されるものに限られており(法124条2項)、**定時株主総会は基準日から3か月以内に開催する必要がある**。
- 定款にない基準日を定めたときは、基準日の2週間前までに基準日及び行使できる権利の内容を公告する必要がある。(法124条3項)
 - ※ ただし、定款で定めていれば公告の必要は無く、かつ、定款で基準日を定めていたとしても、別途公告手続きを行って新たな基準日を定めることは可能。
なお、基準日を一切定めない場合、定時株主総会の開催日における株主が権利を行使できることとなるため、上場会社の場合には基準日を定めない方法とすることは事実上不可能。

【配当決議】(上場会社の場合)

- 剰余金の配当は株主総会の決議によるとされているが(法454条1項)、**取締役の任期が1年である場合には、定款の定めにより取締役会決議事項にできる**(法459条1項)。ただし、計算書類が適正である場合(無限定適正意見である必要)に限る。(法459条2項、計算規則155条)
- また、剰余金の配当を株主総会の決議によっては定めない旨を定款で定めることができるとされている(法460条1項)。ただし、計算書類が適正である場合(無限定適正意見である必要)に限る。(法460条2項、計算規則155条)

(注) 決算期を前倒しする場合についても、期末から配当までの期間が長期化することから、配当の権利確定時期及び配当支払時期が遅くなる点では実質的に同じ。

議決権行使助言基準(定款変更)

- 配当決議の取締役会授権について機関投資家に反対されることを企業が危惧する背景には、一部の議決権行使助言会社の議決権行使助言基準において、一定の場合を除いて原則反対との推奨が示されているという点が挙げられる。
- 総会前開示は元来機関投資家からの要望に基づく重要な取組でもあることから、例えば、総会3週間以上前の開示を実現するに際して、配当支払いを遅らせないための対応である等の合理的な理由がある場合には、こうした問題意識を認識したうえで判断することが適切と考えられる。
- また、米国では配当は総会決議事項ではなく、一般に、役員の選任議案などを通じて株主としての意見が反映されているという点も考慮する必要があると考えられる。

ISS 2025年版日本向け議決権行使助言基準(抜粋)

5. 定款変更

剰余金配当の取締役会授権

下記に該当する場合を除き、**原則として反対を推奨**する。

- ・ 指名委員会等設置会社もしくは監査等委員会設置会社(それら形態への移行が提案される場合も含む)で、かつ配当の株主提案権が排除されない場合

解説

日本企業の企業統治構造は大部分が定款により定められている。定款変更議案では、授権資本枠の増加などの資本構造や、取締役会の規模や構成に関する変更など、様々な内容が提案される。買収防衛策に関連する変更が提案されることがある。定款により取締役会に(剰余金処分、自社株取得などの)特定事項の権限が授権された場合、そのような事項は通常は株主総会の議案にならない。そのため、取締役会に権限を授権する議案は精査が必要とされる。

グラス・ルイス 2025 Benchmark Policy Guidelines (抜粋)

(剰余金配当等の取締役会決定権限)

グラス・ルイスは、株主が直接的な手段で、企業の事業内容や業務執行などに対して細かく管理をするのは好ましくないと考える。企業に対して意見がある場合、間接的ではあるが、役員の選任議案など、株主価値を確保できるガバナンス体制の構築を促す議案を通じて、株主としての意見を反映させるべきであると考えます。

剰余金配当等の取締役会決定権限に関する定款の変更が提案された議案には、**原則として賛成助言を行う**。

しかしながら、定款変更議案において、剰余金の配当を株主総会の決議事項としない旨を定める場合には、**原則的に反対助言を行う**。ただし、各企業のガバナンス体制等を考慮し、最終的な判断を行う場合がある。

※なお、両社はいずれも複数の定款変更が1つの議案にまとめられている場合、反対すべき内容が1つでも含まれている際には反対推奨をするとの考え方を示している。

議決権行使基準(定款変更)

- スチュワードシップ・コードの受入れを表明している30社^(注)を対象に、配当決議の取締役会授権に係る定款変更議案についての**機関投資家の議決権行使基準**を確認。
- **原則反対**としている**機関投資家も少数(3社)**いるが、**多くは原則賛成か一定の場合に反対**となっている。反対事由としては、**株主総会決議からの排除が最多(13社)**であったが(会社法460条に基づくもの)、取締役会の実効性を明記している場合も相当数あった(例えば、社外取締役の比率について4社が定めている。)
- 助言基準と同様、**配当支払いを遅らせないため等の合理的な理由がある場合には、米国においては一般に配当は取締役会決議事項**となっていることも踏まえ、総合的に判断することが適切と考えられる。

※ 議決権行使基準日に係る定款変更議案については、議案の事例が少ないこともあり、1社を除き、反对方針を明記している例は見られなかった。

【配当の取締役会授権に係る定款変更に関する議決権行使基準調べ】(2025年5月時点)

原則賛成	一定の場合に反対	原則反対	明記なし	合計
4	15	3	8	30

株主総会決議からの排除を反対事由とする者(a+b)		その他の事由により反対とする者(c)
13		2
株主総会決議からの排除が含まれる場合については反対(a)	左記以外にも反対事由あり [※] (b)	※ ISSの議決権行使助言基準を適用・参照している会社も2社あり。
4	9	

- 反対事由の例(満たさない場合に反対)。
 - 社外取締役の比率が(過半数/3分の1以上)であること
 - 直近の剰余金が機関投資家の基準に照らし、適切に処分されていること
 - 資本政策や配当方針、その他のコーポレート・ガバナンスに係る事項等に特段の懸念が認められないこと

(注) 内訳は、投資信託会社及び生損保については、業態毎に見た純資産総額上位の会社(投資信託会社については「契約型公募投資信託の投資信託会社別資産増減状況(実額)」(投資信託協会、2025年3月時点)における上位20社、生損保については各社公表資料(2024年3月時点)に基づく上位5社。信託銀行等については、6社のうち基準を公表している5社。

[参考]配当の取締役会授権に係る定款変更に関する議決権行使基準(1/2)

No.	会社名	調査上の区分	剰余金配当決議を取締役に授権する定款変更議案に係る議決権行使基準(一部抜粋)
1	アセットマネジメントOne	原則賛成	(2)定款変更 ・株主利益に反するおそれがない限り、原則として賛成する。
2	かんぽ生命保険	原則賛成	定款変更については、原則として賛成する。
3	みずほ信託銀行	原則賛成	①定款変更 ・株主利益に反するおそれがない限り、原則として賛成する。
4	SBIアセットマネジメント	原則賛成	各議案は原則として肯定的に判断しますが、次項の「スクリーニング基準」に定める判断基準に該当する場合は、各議案を精査、反対票を投じることも含め具体的対応を決定します。(作成者注)定款変更議案に関しては当該スクリーニング基準に該当しない。
5	大和アセットマネジメント	一定の場合に 反対(a)	株主提案権が排除される場合は、反対する。
6	三菱UFJアセットマネジメント	一定の場合に 反対(a)	定款変更が株主価値を毀損すると判断する場合には、原則として反対します。 (問題があると判断する場合) 剰余金の配当等の決定権限を取締役に授権する定款変更について、株主総会による決議を排除するよう定める場合
7	三菱UFJ信託銀行	一定の場合に 反対(a)	定款変更が株主価値を毀損すると判断する場合には、原則として反対します。 (問題があると判断する場合) 剰余金の配当等の決定権限を取締役に授権する定款変更について、株主総会による決議を排除するよう定める場合
8	三井住友DSアセットマネジメント	一定の場合に 反対(a)	剰余金処分の取締役会授権は、株主総会決議からの排除が加わった場合は原則反対する
9	キャピタル・インターナショナル	一定の場合に 反対(b)	資本政策、配当方針、取締役会及び他のコーポレート・ガバナンス慣行の実効性を含め、当該企業に特段の懸念がなく、かつ配当に関する株主提案権が留保されている場合を除き、取締役会の裁量で剰余金の配当を決定する権限を取締役に付与する提案に対し原則として反対します
10	ティー・ロウ・プライス・ジャパン	一定の場合に 反対(b)	剰余金配当決議を取締役に授権する定款変更議案に係る議決権行使基準については、ISSの基準を適用。
11	ニッセイアセットマネジメント	一定の場合に 反対(b)	以下の基準に該当する場合、原則、反対します。 (2)剰余金配当決定権限の取締役会授権 以下のいずれかに該当する場合、(但し、中間配当決定権限の場合は以下に関わらず賛成) i. 過半数以上の独立した社外取締役が設置されていないこと ii. 「1.剰余金処分案」で剰余金の処分に反対していること iii. 従前からの配当政策を含む資本政策が信頼できないこと iv. 株主総会による決議を排除していること v. 企業価値向上または毀損防止の観点から妥当でないと判断されること

(注)配当の取締役会授権に係る定款変更に関する記載がない場合、定款変更議案に関する一般的な方針の記載を参照。

[参考]配当の取締役会授権に係る定款変更に関する議決権行使基準(2/2)

No.	会社名	調査上の区分	剰余金配当決議を取締役に授権する定款変更議案に係る議決権行使基準(一部抜粋)
12	日本生命保険相互会社	一定の場合に 反対(b)	<p><賛成となる主な例> 剰余金処分を株主総会・取締役会のどちらでも決議できるよう定款変更するものの、企業から株主還元の数値目標が開示されており、それが資本政策・財務戦略の要素として戦略的に検討されていることを公表資料や対話等で確認でき、剰余金処分が取締役会で決議されたとしても中長期的な企業価値向上の観点から問題ないと判断できる場合は賛成。</p> <p><反対となる主な例> ・剰余金処分を株主総会・取締役会のどちらでも決議できるよう定款変更し、株主還元に関する論点を有する場合や、今後の株主還元について明確な方針が確認できない場合 ・剰余金処分の決議を取締役に限定し、剰余金処分の決定権及び剰余金処分に関する株主提案権を排除する内容の変更を行う場合は反対。</p>
13	野村アセットマネジメント	一定の場合に 反対(b)	直近期の剰余金処分が適切であり、株主総会決議により行うことを排除せず、かつ社外取締役の人数が「1.取締役選任(7)」に定める最低水準以上の場合には、原則として賛成する。 (作成者注)社外取締役の人数については過半数を原則とするが、支配株主がない会社の場合は取締役の人数の3分の1。
14	ピクテ・ジャパン	一定の場合に 反対(b)	剰余金配当の取締役会授権については、原則として反対。ただし、指名委員会等設置会社もしくは監査等委員会設置会社(またはそれら形態への移行が提案される場合を含む)で、かつ、配当の株主提案権が排除されなければ、賛成を検討。
15	ブラックロック・ジャパン	一定の場合に 反対(b)	9)剰余金配当の取締役会授権 剰余金の配当について株主総会での決議を定款により排除することに原則として反対する。 ただし、配当に関する株主提案権が確保されており、その上で配当を含む資本政策や取締役会の実効性等、その他のコーポレート・ガバナンスに係る事項等に特段の懸念が認められなければ、賛成する。
16	三井住友信託銀行	一定の場合に 反対(b)	③剰余金の配当等の決議に係る取締役会への授権について株主総会決議を排除する場合、反対 ④剰余金の配当等の決議に係る取締役会への授権について剰余金処分に係る基準を満たさない場合、反対
17	三井住友トラスト・アセットマネジメント	一定の場合に 反対(b)	③剰余金の配当等の決議に係る取締役会への授権について株主総会決議を排除する場合、反対 ④剰余金の配当等の決議に係る取締役会への授権について剰余金処分に係る基準を満たさない場合、反対
18	りそなアセットマネジメント	一定の場合に 反対(c)	合理的かつ納得性ある説明がない限り、原則反対します。但し、独立した社外取締役が3分の1以上、或いは親会社または支配株主を有する企業については過半数存在する場合を除く。
19	りそな銀行	一定の場合に 反対(c)	合理的かつ納得性ある説明がない限り、原則反対します。但し、独立した社外取締役が3分の1以上、或いは親会社または支配株主を有する企業については過半数存在する場合を除く。
20	東海東京アセットマネジメント	原則反対	取締役会決議をもって剰余金の配当や自己株式の取得を可能とする定款変更議案は、実施に際しての当該企業の信用力低下リスクや流動性低下リスク等を事前にチェック出来なくなることから、原則として反対する。
21	日興アセットマネジメント	原則反対	原則として反対する。
22	フィデリティ投信	原則反対	株主権の制限あるいは株主から取締役会への権限移譲については、原則として反対票を投じます。
23 ~30	アライアンス・バーンスタイン、インバスコ・アセット・マネジメント、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、第一生命保険、東京海上日動火災保険、野村信託銀行、明治安田生命保険相互会社、楽天投信投資顧問については明記なし。		

(注) 配当の取締役会授権に係る定款変更に関する記載がない場合、定款変更議案に関する一般的な方針の記載を参照。

機関投資家のスチュワードシップ責任について

- 機関投資家のスチュワードシップ活動について、投資先企業の状況を的確に把握した上でエンゲージメントを行う観点からは、(法定開示書類ではない)任意のPR資料である**統合報告書で十分とするのではなく、法定開示書類である有報を見ることを志向するべきではないか。**
- 海外投資家も、有報が総会後に公表されているがゆえに、グローバル投資家にとって**その価値が限定的**としており、有報の早期発行(総会前の開示)は、**スチュワードシップ活動において役立つ**としている。
- これまでは、日本独自の開示スケジュールから、総会前に有報を確認することは現実的ではなかったが、**足元の企業行動は変わりつつある。**
- 今後は、機関投資家側においても、**業界団体のみならず個社単位でも企業に対して総会前開示を求めていくことが従前にもまして必要**であり、かつ、適切に開示された情報を活用した上で、投資先企業とのエンゲージメントに臨むことが、**顧客に対するスチュワードシップ責任を真に果たす**ことに繋がるのではないかと。

海外機関投資家の意見 ※第1回有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会から抜粋

総会前開示の主張

- 日本では、しばしば有価証券報告書が年次株主総会後に公表されており、それゆえ**グローバル投資家にとってその価値が限定的**となっている。
- 日本の現在の慣行は、**有価証券報告書が株主総会後に発行される唯一の市場であり、極めて異例**。これは、企業と投資家の間の情報に基づいた対話の妨げとなっている。**有価証券報告書の早期発行は、エンゲージメントや議決権行使を含むスチュワードシップ活動において投資家に役立つ**。これには、規制上の調整(会社法、金融商品取引法、監査要件の調整、株主総会の基準日からの期間の延長など)や、基準日を会計年度末から分離する動きが必要になり、日本の企業と監査法人にとってより現実的な変更が求められる。(第1回スチュワードシップ・コードに関する有識者会議 ICGN意見書、課題1(1))

「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 (抜粋)

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、**機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほかに運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」(最終受益者を含む。以下同じ。)の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任**を意味する。

周知・啓発活動について

- 第2回協議会では、実務側の環境整備については、**スモールスタートで構わないので速やかに対応すべき**との意見があったことも踏まえ、ウェブサイトの作成等、開始できるところから対応を進めている。
- ウェブサイトにおける周知だけでなく、直接説明することも有益であることから、セミナーや講演会の機会を捉えて、**総会前開示のメリット・方法等を周知していく**ことが重要と考えられる。
- また、上場会社の取組を促すとの観点では、経営層に向けての情報発信も重要であることから、既に取り組んでいるが、セミナー等による**周知・啓発についても**、引き続き実施していくことが必要と考えられる。
- さらに、今後、実務上の環境整備を更に進めていくためにも、実務に即したシミュレーションなどの**具体的な検討を行う勉強会等を実施**し、関係者の理解を深めていくことが有益と考えられる。

第2回協議会ご意見(要約)

- 実務側の環境整備については、資料に記載されている好事例の公表、総覧できるサイトの作成、勉強会の開催、FAQの作成、相談窓口の設置などを進めていただきたい。**やれることは直ぐにでも行うべき**で、例えば、情報の集約などは、ファクトを集めるだけだと思うので、**スモールスタートで構わないので速やかに対応すべき**。
- 「勉強会等を実施」という記載があるが、基準日をどうするかという実務レベルの課題把握のほか、経営トップに動いていただくという目線もあるので、**レイヤーを分けて実施していくことも効果的ではないか**。
- 経営層や株式実務に負担を感じている方向けにセミナーや講演会を定期的を開催し、特に株主総会の議長を務める社長等向けに、好事例を示しながら**発行会社にとってのメリットを周知する機会を設ける**ことも可能と考えている。

議決権基準日等の変更及び一体開示に関する勉強会

- 有価証券報告書を定時株主総会の3週間以上前に開示するには実務上の課題が存在し、特に有価証券報告書の作成時間が問題になると考えられるところ、解決策としては、議決権基準日を変更して定時株主総会を後倒しすることや決算期を前倒しすることが考えられる。
- 議決権基準日の変更等は現行法上も可能であるが、実例は少数に留まっていることから、実務上の課題を精査し、企業の参考となる資料を作成し、引いては実例の創出につなげることを目的として、少数の上場会社を募り、実践的な勉強会を実施することとしたい。
- 勉強会においては、上場企業のみならず、当該企業に関わる監査法人、日本公認会計士協会、信託銀行、印刷会社等の実務関係者や法務省・経済産業省にも協力いただきたい。
- また、3週間以上前に有価証券報告書を開示することにより可能となる一体開示についても、企業の実務負担軽減に繋がる取組である一方で実例がないことを踏まえ、勉強会の対象とすることとしたい。

開催要領

- 開催日程(予定):
令和7年7月頃から令和7年12月頃まで
- 参加者:
議決権基準日等の変更や一体開示に意欲のある上場企業
- 開催形式:
参加する企業毎に個別で実施(非公開)
※ 参加企業が連携する機会も必要に応じて設ける。
- 実施内容
金融庁から提供する情報も参考にいただきながら、参加企業において具体的なシミュレーションを行っていただき、そこで抽出された課題等について金融庁を含む参加者において解決策を検討する。

I. 総会前開示を実現するための方策の検討

(1) 上場会社の取組の支援

(2) 要請の実施

(3) ウェブサイトによる周知・啓発

(4) 制度面の対応

II. 今後の取組について

株主総会前の適切な情報提供に係る要請について

- 2025年3月28日、加藤金融担当大臣名で、**全上場会社に対して要請文**を发出。
- 有価証券報告書の提出は、**株主総会の3週間以上前が最も望ましい**ことを示しつつ、**企業の実務負担も考慮し、取組の第一歩として、今年から、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討**を要請。
- 金融庁としては、**企業負担の軽減を図りつつ、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況を把握し、有価証券報告書レビューにおいて調査を行うなどの対応**を検討。

株主総会前の適切な情報提供について(要請) <全文>

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家はその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるような限り配慮することが望ましいと考えられます。

この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

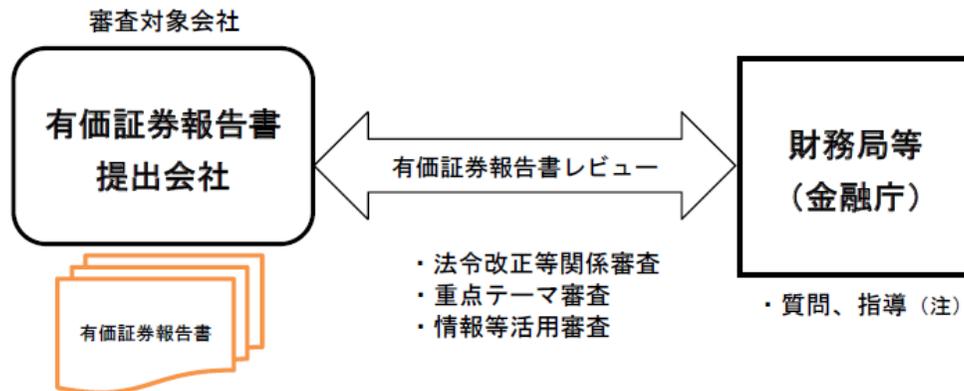
他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。

なお、金融庁としては、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うなどの対応を検討してまいります。

有価証券報告書レビューにおける調査について

- **有価証券報告書レビュー**は、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するとともに、記載内容の充実化の促進のための審査の枠組みであり、従来から、**金融庁及び財務局等が連携して実施している**。
- レビューは、法令改正等関係審査、重点テーマ審査及び情報等活用審査の3つを柱としており、今回、「**株主総会前の適切な情報提供について(要請)**」は、**法令改正等関係審査の調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある調査を行う予定**。

有報レビューの概要



(注) 必要な場合、金融商品取引法第26条に規定される報告徴取権等が行使されることがあります。

- ① **法令改正等関係審査**
法令改正事項等について行うもの。全ての有価証券報告書提出会社が対象となる。令和7年度においては全ての内部統制報告書提出会社も対象となる。
- ② **重点テーマ審査**
特定のテーマに着目し、審査対象を選定した上で、より深度ある審査を行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付する。
- ③ **情報等活用審査**
上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付する。

法令改正等関係審査調査票の概要

- ▶ 「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を踏まえた各社の検討状況について、下記の選択肢から回答いただくことを想定
- 1: 当年度(令和7年3月31日から令和8年3月30日に終了する事業年度)の有価証券報告書について株主総会前の提出を実施した。
 - 2: 有価証券報告書の株主総会前の提出について来年度(令和8年3月31日から令和9年3月30日に終了する事業年度)から実施する予定である。
 - 3: 有価証券報告書の株主総会前の提出について再来年度以降(令和9年3月31日以降に終了する事業年度)から実施する予定である。
 - 4: 有価証券報告書の株主総会前の提出について当面実施する予定はない。
 - 5: その他
- ※ 3~5と回答した企業は、同調査票において追加で理由等を回答いただく予定。

有価証券報告書の開示と株主総会の開催の状況(～2025年2月期) <実績>

- 要請発出前においても、有価証券報告書を株主総会前に開示している上場企業の数**は微増傾向**にある。
- 総会前開示を行っている場合でも、総会数日前であることが多く、**1週間以上前の提出は21社**のみ。

【有価証券報告書の提出時期調べ(23年3月期～25年2月期)】

※総会同日又は数日以内の開示が9割以上

決算期		企業数	総会前開示	比率	総会同日	総会+1日	総会+2日	総会+3日
23年度	23.3	2,325	33	1.4%	1,122	819	54	215
	合計	3,913	48	1.2%	1,746	1,503	110	357
24年度	24.3	2,312	42	1.8%	1,126	887	48	155
	24.4	42	0	0.0%	16	15	1	7
	24.5	91	2	2.2%	33	39	0	11
	24.6	168	4	2.4%	68	63	0	29
	24.7	58	0	0.0%	25	16	2	12
	24.8	95	0	0.0%	34	49	3	6
	24.9	201	2	1.0%	77	67	10	28
	24.10	67	1	1.5%	26	29	3	4
	24.11	65	1	1.5%	29	33	0	0
	24.12	546	9	1.6%	239	184	18	85
	25.1	65	2	3.1%	20	19	3	15
	25.2	219	18	8.2%	54	116	7	16
	合計	3,929	81	2.1%	1,747	1,517	95	368

(注) 個別事情により結果として総会前開示となった企業は、企業数には含めているが、総会前開示には含めていない。

(出典)金融庁作成。23.3月期はEY新日本監査法人

【総会前開示を実施している81社の内訳(24年3月期～25年2月期)】

	1日前	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日以上前
企業数	27	14	4	5	3	7	10	11

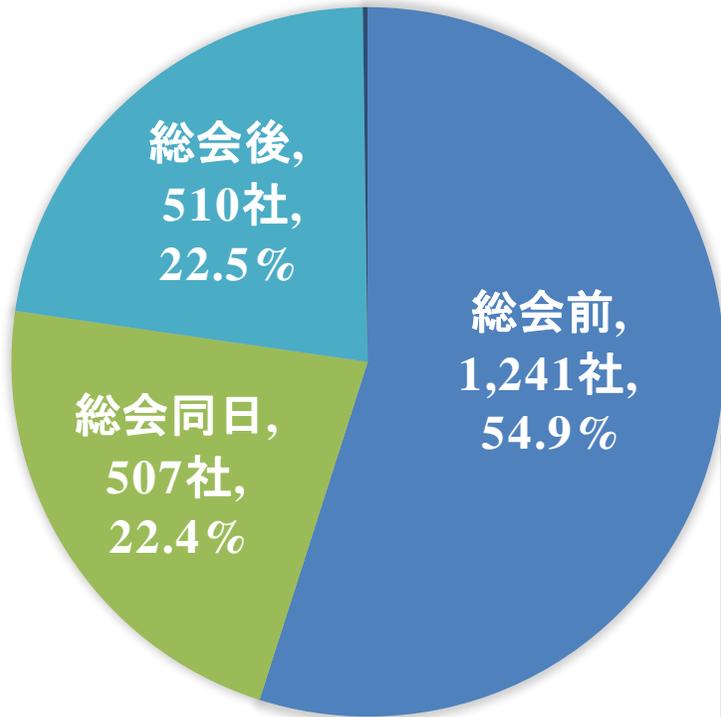
(参考)ジョイフル(66日前)、ニイタカ(30日前)、窪田製薬HD、ローランド(21日前)、カゴメ(20日前)、滋賀銀行(15日前)、T&D HD(13日前)、ZOZO(12日前)、アスクル(9日前)、協和キリン、ヒューリック(8日前)、じげん、信越化学工業、スミダコーポレーション、ちゅうぎんFG、日本取引所グループ、日本ライフライン、HOYA、みずほFG、三菱総合研究所、ヤマトHD(7日前)

3月期決算会社の有報開示<予定>

- 要請発出により、有価証券報告書を株主総会前に開示する予定の3月期決算会社は**全体の54.9%となり、前期に比して著しく増加**(前期は1.8%)。
- 市場別で見ると、**プライム上場企業の66.7%が総会前開示を予定**している。
- 数日前の予定であることが多いが、**1週間以上前の提出を予定する会社も41社に増加**(前期は11社)。

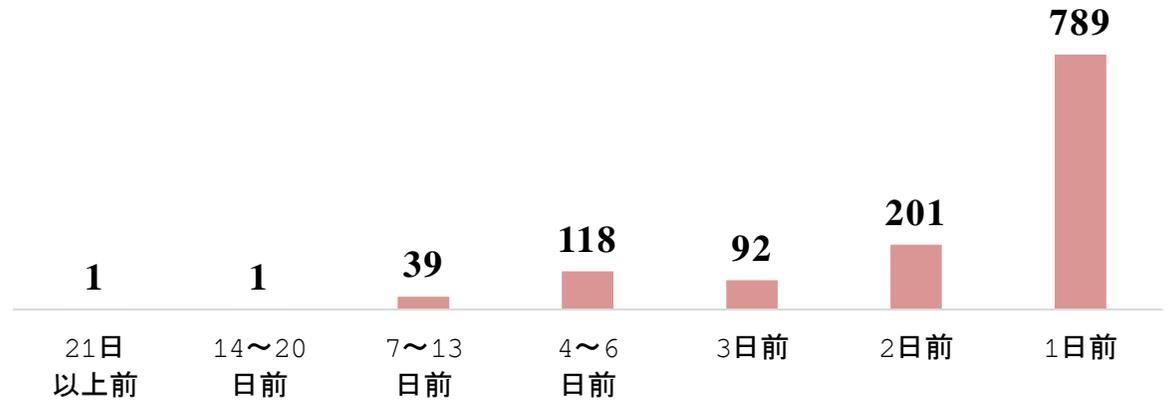
【有報の開示予定時期】

未定・未公表, 4社, 0.2%



【総会前開示予定(日数別)】

(社)



【総会前開示予定(市場別)】

(社)

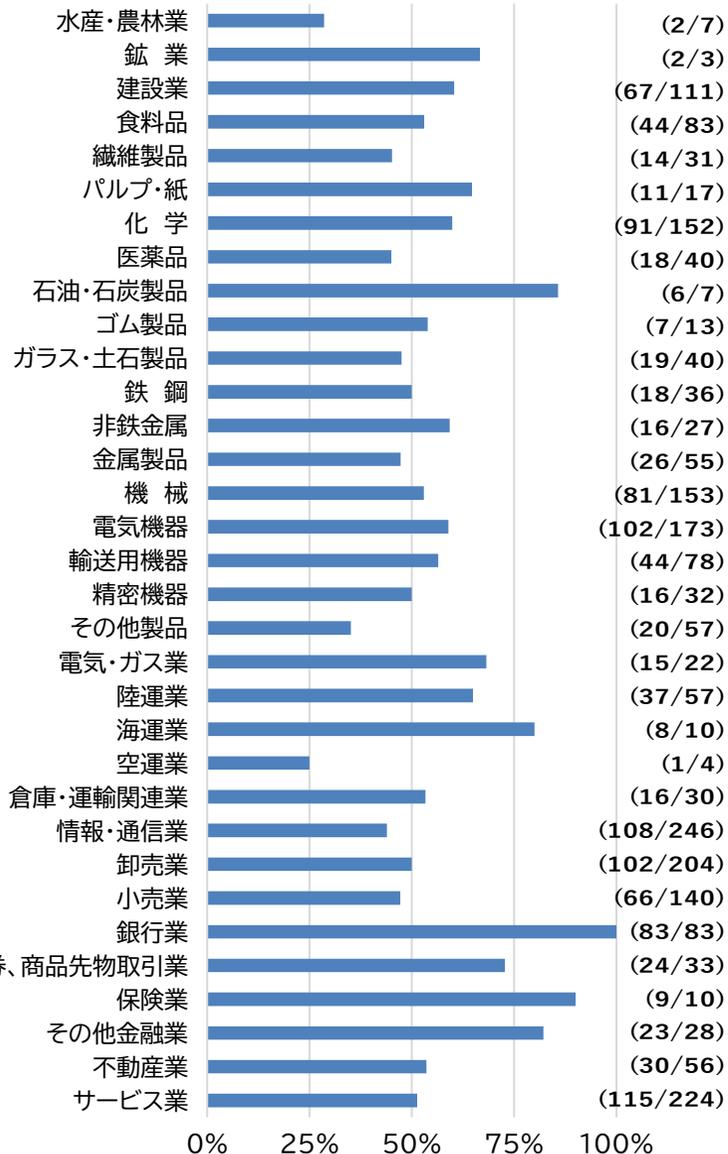
	21日以上前	14~20日前	7~13日前	4~6日前	3日前	2日前	1日前	総会前 会社数	総会同日 総会后	合計	総会前 割合
3月期 決算会社	1	1	39	118	92	201	789	1,241	1,017	2,262	54.9%
プライム	1	1	31	79	60	135	437	744	369	1,116	66.7%
スタンダード	0	0	6	31	23	60	283	403	512	916	44.0%
グロース	0	0	1	7	7	6	49	70	106	176	39.8%
その他市場	0	0	1	1	2	0	20	24	30	54	44.4%

(注)「合計」欄には、総会開催日又は有報提出予定日が未定・未公表の会社を含む。個別事情のある会社は総会前に含めていない。

[参考]3月期決算会社の有報開示<予定>:補足資料

【総会前開示予定割合(業種別)】

(総会前会社数/業種別合計)



【総会前開示予定(時価総額別)】

(社)

	21日 以上前	14~20 日前	7~13 日前	4~6 日前	3日前	2日前	1日前	総会前 会社数	総会同日 総会后	合計	総会前 割合
3月期 決算会社	1	1	39	118	92	201	789	1,241	1,017	2,262	54.9%
3兆円~	1	0	4	7	8	11	13	44	11	57	77.2%
1~3兆円	0	1	5	8	4	17	28	63	13	77	81.8%
5千億~1兆円	0	0	2	8	6	11	38	65	24	89	73.0%
~5,000億	0	0	28	95	74	162	710	1,069	969	2,039	52.4%

(注)「合計」欄には、総会開催日又は有報提出予定日が未定・未公表の会社を含む。時価総額は3月末時点。

【総会1週間以上前に開示予定の会社一覧】

開示時期	社数	会社名(五十音順)
21日前	1社	HOYA
14日前	1社	T&Dホールディングス
13日前	1社	ZOZO
9日前	1社	트레이ダーズホールディングス
8日前	3社	コンコルディア・フィナンシャルグループ、十六フィナンシャルグループ、ニチレイ
7日前	34社	アイティフォー、アルファポリス、阿波銀行、池田泉州ホールディングス、オリンパス、群馬銀行、コニシ、さくらケーシーエス、滋賀銀行、じげん、七十七銀行、信越化学工業、図研、住信SBIネット銀行、西華産業、大成建設、大和ハウス工業、TANAKEN、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、蝶理、ティラド、ナカポーテック、ニチレキグループ、日本取引所グループ、日本ライフライン、ブルボン、豊和銀行、北洋銀行、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、武蔵野銀行、山口フィナンシャルグループ、山善、ヤマトホールディングス

(注)いずれの表においても、個別事情のある会社は総会前に含めていない。

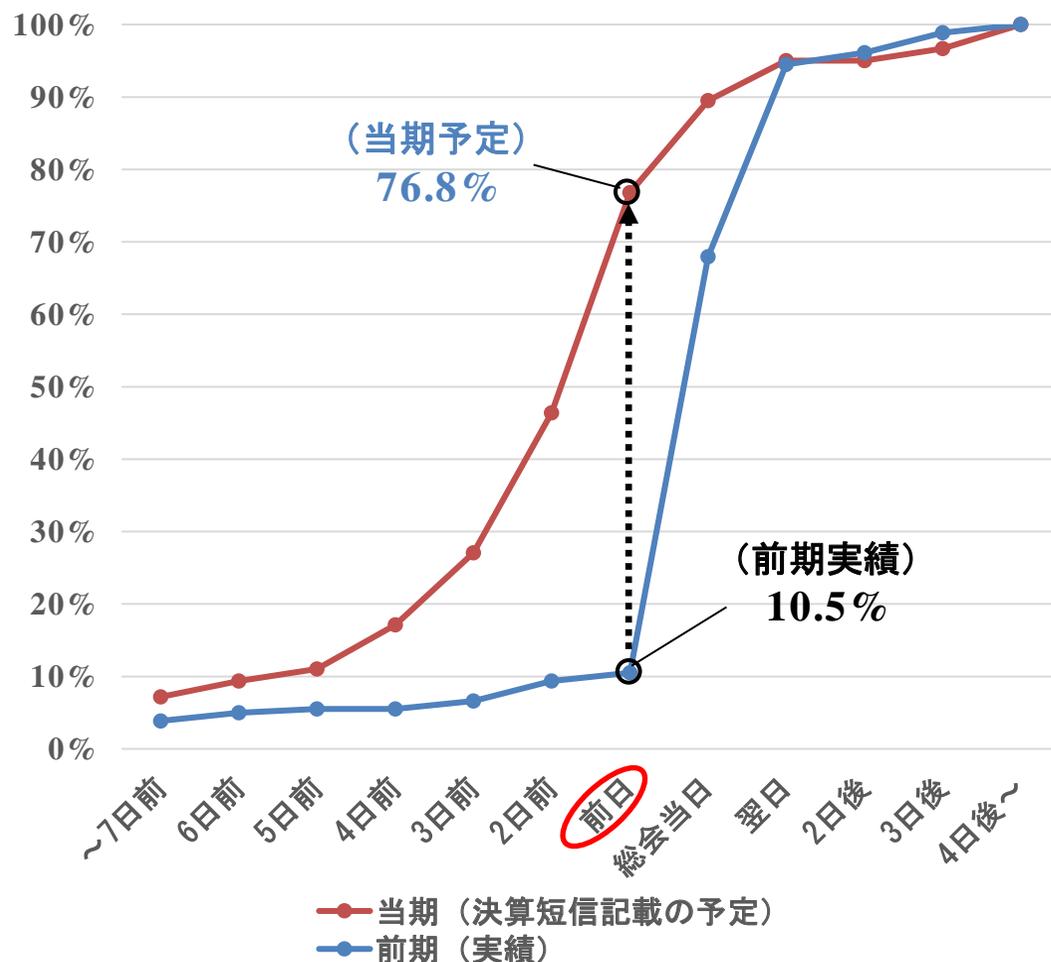
(出典)3月末日を決算期とする上場会社(2025年3月末時点で上場しており、上場廃止予定がない会社に限る。)の決算短信。2025年5月末時点で集計。

日経225を構成する3月期決算会社の有報開示<予定>

- 日経225を構成する企業のうち76.8%が株主総会前日までの有報開示を予定している(前期実績は10.5%)。
- 全体として開示の前倒しが進み、総会より1週間以上前の有報開示企業も、前年比でほぼ倍増する見込み。

【有報の累積開示率 (予定)】

(日経225銘柄・3月期決算会社)



【有報開示予定】

有報と株主総会との関係	当期予定		前期実績
	会社数	割合	割合
7日以上前	13	7.2%	3.9%
3日前~6日前	36	19.9%	2.8%
2日前	35	19.3%	2.8%
前日	55	30.4%	1.1%
同日以降	39	21.5%	89.5%
合計	181	—	—

(注) 本年の「合計」欄には、総会開催日又は有報提出予定日が未定・未公表の会社を含む。

[参考]日経225を構成する3月期決算会社の有報開示予定一覧(1/6)

会社名	決算発表日	有報開示日	総会日	有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示日	(前期) 総会日	業態
HOYA	5/1	6/5(木)	6/26(木)	21	7	6/20(木)	6/27(木)	精密機器
T&Dホールディングス	5/15	6/12(木)	6/26(木)	14	13	6/13(木)	6/26(水)	保険業
ZOZO	4/30	6/13(金)	6/26(木)	13	12	6/14(金)	6/26(水)	小売業
コンコルディア・フィナンシャルグループ	5/12	6/12(木)	6/20(金)	8	2	6/19(水)	6/21(金)	銀行業
ニチレイ	5/13	6/17(火)	6/25(水)	8	0	6/25(火)	6/25(火)	食料品
オリンパス	5/13	6/19(木)	6/26(木)	7	6	6/20(木)	6/26(水)	精密機器
信越化学工業	4/25	6/20(金)	6/27(金)	7	7	6/20(木)	6/27(木)	化学
大成建設	5/13	6/17(火)	6/24(火)	7	-1	6/21(金)	6/20(木)	建設業
大和ハウス工業	5/13	6/20(金)	6/27(金)	7	0	6/27(木)	6/27(木)	建設業
日本取引所グループ	4/28	6/13(金)	6/20(金)	7	7	6/12(水)	6/19(水)	その他金融業
みずほフィナンシャルグループ	5/15	6/17(火)	6/24(火)	7	7	6/19(水)	6/26(水)	銀行業
三井住友フィナンシャルグループ	5/14	6/20(金)	6/27(金)	7	6	6/21(金)	6/27(木)	銀行業
ヤマトホールディングス	5/1	6/13(金)	6/20(金)	7	7	6/14(金)	6/21(金)	陸運業
出光興産	5/13	6/19(木)	6/25(水)	6	0	6/25(火)	6/25(火)	石油・石炭製品
UBE	5/12	6/20(金)	6/26(木)	6	5	6/21(金)	6/26(水)	化学
京セラ	5/14	6/20(金)	6/26(木)	6	0	6/25(火)	6/25(火)	電気機器
日本郵政	5/15	6/19(木)	6/25(水)	6	-1	6/20(木)	6/19(水)	サービス業
エーザイ	5/15	6/13(金)	6/18(水)	5	0	6/14(金)	6/14(金)	医薬品
KDDI	5/14	6/13(金)	6/18(水)	5	-1	6/20(木)	6/19(水)	情報・通信業
りそなホールディングス	5/13	6/20(金)	6/25(水)	5	2	6/24(月)	6/26(水)	銀行業
あおぞら銀行	5/14	6/20(金)	6/24(火)	4	-2	6/27(木)	6/25(火)	銀行業
オークマ	5/9	6/20(金)	6/24(火)	4	0	6/21(金)	6/21(金)	機械
キッコーマン	4/28	6/20(金)	6/24(火)	4	0	6/25(火)	6/25(火)	食料品
コニカミノルタ	5/15	6/13(金)	6/17(火)	4	-1	6/19(水)	6/18(火)	電気機器
ソニーグループ	5/14	6/20(金)	6/24(火)	4	0	6/25(火)	6/25(火)	電気機器
第一生命ホールディングス	5/15	6/19(木)	6/23(月)	4	-1	6/25(火)	6/24(月)	保険業
東京海上ホールディングス	5/20	6/19(木)	6/23(月)	4	3	6/21(金)	6/24(月)	保険業
TOTO	4/28	6/20(金)	6/24(火)	4	0	6/25(火)	6/25(火)	ガラス・土石製品
三越伊勢丹ホールディングス	5/13	6/20(金)	6/24(火)	4	-2	6/26(水)	6/24(月)	小売業
三菱電機	4/28	6/20(金)	6/24(火)	4	0	6/25(火)	6/25(火)	電気機器

(出典)3月末日を決算期とする上場会社の決算短信。2025年5月末時点で集計。(以下P.28まで同じ。)

[参考]日経225を構成する3月期決算会社の有報開示予定一覧(2/6)

会社名	決算発表日	有報開示日	総会日	有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示日	(前期) 総会日	業態
リコー	5/14	6/20(金)	6/24(火)	4	-1	6/21(金)	6/20(木)	電気機器
アステラス製薬	4/25	6/16(月)	6/19(木)	3	0	6/20(木)	6/20(木)	医薬品
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	5/20	6/20(金)	6/23(月)	3	0	6/24(月)	6/24(月)	保険業
小松製作所	4/28	6/16(月)	6/19(木)	3	1	6/18(火)	6/19(水)	機 械
しずおかフィナンシャルグループ	5/9	6/17(火)	6/20(金)	3	-3	6/17(月)	6/14(金)	銀行業
太陽誘電	5/9	6/24(火)	6/27(金)	3	-1	6/28(金)	6/27(木)	電気機器
第一三共	4/25	6/20(金)	6/23(月)	3	0	6/17(月)	6/17(月)	医薬品
大日本印刷	5/13	6/24(火)	6/27(金)	3	0	6/27(木)	6/27(木)	その他製品
千葉銀行	5/8	6/24(火)	6/27(金)	3	0	6/26(水)	6/26(水)	銀行業
東京瓦斯	4/28	6/24(火)	6/27(金)	3	0	6/27(木)	6/27(木)	電気・ガス業
日清製粉グループ本社	5/15	6/23(月)	6/26(木)	3	0	6/26(水)	6/26(水)	食料品
日本碍子	4/28	6/23(月)	6/26(木)	3	0	6/26(水)	6/26(水)	ガラス・土石製品
日本製鋼所	5/13	6/20(金)	6/23(月)	3	0	6/24(月)	6/24(月)	機 械
パナソニック ホールディングス	5/9	6/20(金)	6/23(月)	3	-1	6/25(火)	6/24(月)	電気機器
ふくおかフィナンシャルグループ	5/12	6/24(火)	6/27(金)	3	0	6/27(木)	6/27(木)	銀行業
富士通	4/24	6/20(金)	6/23(月)	3	0	6/24(月)	6/24(月)	電気機器
丸紅	5/2	6/17(火)	6/20(金)	3	0	6/21(金)	6/21(金)	卸売業
村田製作所	4/30	6/24(火)	6/27(金)	3	0	6/27(木)	6/27(木)	電気機器
リクルートホールディングス	5/9	6/23(月)	6/26(木)	3	-1	6/21(金)	6/20(木)	サービス業
IHI	5/8	6/23(月)	6/25(水)	2	0	6/26(水)	6/26(水)	機 械
味の素	5/8	6/18(水)	6/20(金)	2	0	6/25(火)	6/25(火)	食料品
アドバンテスト	4/25	6/25(水)	6/27(金)	2	2	6/26(水)	6/28(金)	電気機器
伊藤忠商事	5/2	6/18(水)	6/20(金)	2	0	6/21(金)	6/21(金)	卸売業
ENEOSホールディングス	5/12	6/24(火)	6/26(木)	2	0	6/26(水)	6/26(水)	石油・石炭製品
鹿島建設	5/14	6/25(水)	6/27(金)	2	-1	6/26(水)	6/25(火)	建設業
京王電鉄	5/12	6/24(火)	6/26(木)	2	0	6/26(水)	6/26(水)	陸運業
コムシスホールディングス	5/9	6/25(水)	6/27(金)	2	0	6/27(木)	6/27(木)	建設業
ジーエス・ユアサ コーポレーション	5/13	6/25(水)	6/27(金)	2	0	6/27(木)	6/27(木)	電気機器
ジェイテクト	4/25	6/23(月)	6/25(水)	2	0	6/25(火)	6/25(火)	機 械
SUBARU	5/14	6/23(月)	6/25(水)	2	-1	6/20(木)	6/19(水)	輸送用機器

[参考]日経225を構成する3月期決算会社の有報開示予定一覧(3/6)

会社名	決算発表日	有報開示日	総会日	有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示日	(前期) 総会日	業態
住友商事	5/1	6/18(水)	6/20(金)	2	0	6/21(金)	6/21(金)	卸売業
双日	5/1	6/16(月)	6/18(水)	2	0	6/18(火)	6/18(火)	卸売業
ソシオネクスト	4/28	6/24(火)	6/26(木)	2	-1	6/27(木)	6/26(水)	電気機器
ダイキン工業	5/8	6/25(水)	6/27(金)	2	0	6/27(木)	6/27(木)	機 械
大和証券グループ本社	4/28	6/18(水)	6/20(金)	2	-3	6/24(月)	6/21(金)	証券、商品先物取引業
デンソー	4/25	6/11(水)	6/13(金)	2	0	6/20(木)	6/20(木)	輸送用機器
東レ	5/14	6/24(火)	6/26(木)	2	0	6/25(火)	6/25(火)	繊維製品
西日本旅客鉄道	5/2	6/16(月)	6/18(水)	2	-1	6/20(木)	6/19(水)	陸運業
日東電工	4/25	6/18(水)	6/20(金)	2	0	6/21(金)	6/21(金)	化 学
ニデック	4/24	6/18(水)	6/20(金)	2	-1	6/19(水)	6/18(火)	電気機器
日本精工	5/12	6/23(月)	6/25(水)	2	0	6/27(木)	6/27(木)	機 械
野村総合研究所	4/24	6/18(水)	6/20(金)	2	-3	6/24(月)	6/21(金)	情報・通信業
東日本旅客鉄道	4/30	6/18(水)	6/20(金)	2	0	6/20(木)	6/20(木)	陸運業
日野自動車	4/24	6/24(火)	6/26(木)	2	0	6/26(水)	6/26(水)	輸送用機器
富士電機	4/25	6/23(月)	6/25(水)	2	0	6/25(火)	6/25(火)	電気機器
富士フイルムホールディングス	5/8	6/25(水)	6/27(金)	2	-1	6/28(金)	6/27(木)	化 学
古河電気工業	5/13	6/23(月)	6/25(水)	2	2	6/24(月)	6/26(水)	非鉄金属
丸井グループ	5/13	6/23(月)	6/25(水)	2	0	6/24(月)	6/24(月)	小売業
三井住友トラストグループ	5/14	6/18(水)	6/20(金)	2	-1	6/21(金)	6/20(木)	銀行業
三井不動産	5/9	6/25(水)	6/27(金)	2	0	6/27(木)	6/27(木)	不動産業
三菱ケミカルグループ	5/13	6/23(月)	6/25(水)	2	0	6/25(火)	6/25(火)	化 学
三菱地所	5/12	6/25(水)	6/27(金)	2	0	6/27(木)	6/27(木)	不動産業
三菱商事	5/2	6/18(水)	6/20(金)	2	0	6/21(金)	6/21(金)	卸売業
三菱UFJフィナンシャル・グループ	5/15	6/25(水)	6/27(金)	2	2	6/25(火)	6/27(木)	銀行業
アマダ	5/15	6/25(水)	6/26(木)	1	0	6/27(木)	6/27(木)	機 械
アルプスアルパイン	4/30	6/24(火)	6/25(水)	1	0	6/26(水)	6/26(水)	電気機器
いすゞ自動車	5/14	6/25(水)	6/26(木)	1	0	6/26(水)	6/26(水)	輸送用機器
王子ホールディングス	5/13	6/26(木)	6/27(金)	1	0	6/27(木)	6/27(木)	パルプ・紙
大林組	5/13	6/25(水)	6/26(木)	1	-1	6/28(金)	6/27(木)	建設業
オムロン	5/8	6/23(月)	6/24(火)	1	-1	6/21(金)	6/20(木)	電気機器

[参考]日経225を構成する3月期決算会社の有報開示予定一覧(4/6)

会社名	決算発表日	有報開示日	総会日	有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示日	(前期) 総会日	業態
オリエンタルランド	4/28	6/26(木)	6/27(金)	1	0	6/27(木)	6/27(木)	サービス業
オリックス	5/12	6/24(火)	6/25(水)	1	-2	6/27(木)	6/25(火)	その他金融業
カシオ計算機	5/13	6/26(木)	6/27(金)	1	0	6/27(木)	6/27(木)	電気機器
カナデビア	5/12	6/23(月)	6/24(火)	1	-8	6/28(金)	6/20(木)	機 械
川崎汽船	5/7	6/19(木)	6/20(金)	1	0	6/21(金)	6/21(金)	海運業
川崎重工業	5/9	6/25(水)	6/26(木)	1	0	6/26(水)	6/26(水)	輸送用機器
関西電力	4/30	6/25(水)	6/26(木)	1	-1	6/27(木)	6/26(水)	電気・ガス業
クレディセゾン	5/15	6/24(火)	6/25(水)	1	0	6/19(水)	6/19(水)	その他金融業
神戸製鋼所	5/12	6/18(水)	6/19(木)	1	0	6/19(水)	6/19(水)	鉄 鋼
シャープ	5/12	6/26(木)	6/27(金)	1	-1	6/28(金)	6/27(木)	電気機器
商船三井	4/30	6/23(月)	6/24(火)	1	0	6/25(火)	6/25(火)	海運業
SCREENホールディングス	5/9	6/19(木)	6/20(金)	1	-3	6/24(月)	6/21(金)	電気機器
住友金属鉱山	5/9	6/25(水)	6/26(木)	1	0	6/26(水)	6/26(水)	非鉄金属
住友不動産	5/13	6/26(木)	6/27(金)	1	-1	6/28(金)	6/27(木)	不動産業
セコム	5/12	6/25(水)	6/26(木)	1	0	6/25(火)	6/25(火)	サービス業
ソフトバンク	5/8	6/25(水)	6/26(木)	1	-1	6/21(金)	6/20(木)	情報・通信業
ソフトバンクグループ	5/13	6/26(木)	6/27(金)	1	0	6/21(金)	6/21(金)	情報・通信業
中部電力	4/28	6/25(水)	6/26(木)	1	-1	6/27(木)	6/26(水)	電気・ガス業
TDK	4/28	6/19(木)	6/20(金)	1	0	6/21(金)	6/21(金)	電気機器
ディー・エヌ・エー	5/9	6/20(金)	6/21(土)	1	-1	6/24(月)	6/23(日)	サービス業
テルモ	5/14	6/23(月)	6/24(火)	1	-1	6/27(木)	6/26(水)	精密機器
デンカ	5/13	6/19(木)	6/20(金)	1	0	6/20(木)	6/20(木)	化 学
東海旅客鉄道	4/30	6/24(火)	6/25(水)	1	0	6/21(金)	6/21(金)	陸運業
東急不動産ホールディングス	5/9	6/25(水)	6/26(木)	1	0	6/26(水)	6/26(水)	不動産業
東京エレクトロン	4/30	6/16(月)	6/17(火)	1	0	6/18(火)	6/18(火)	電気機器
東ソー	5/13	6/25(水)	6/26(木)	1	0	6/21(金)	6/21(金)	化 学
DOWAホールディングス	5/13	6/24(火)	6/25(水)	1	0	6/25(火)	6/25(火)	非鉄金属
TOPPANホールディングス	5/14	6/26(木)	6/27(金)	1	0	6/27(木)	6/27(木)	その他製品
豊田通商	4/28	6/19(木)	6/20(金)	1	0	6/21(金)	6/21(金)	卸売業
ニコン	5/8	6/26(木)	6/27(金)	1	0	6/24(月)	6/24(月)	精密機器

[参考]日経225を構成する3月期決算会社の有報開示予定一覧(5/6)

会社名	決算発表日	有報開示日	総会日	有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示日	(前期) 総会日	業態
日産化学	5/15	6/25(水)	6/26(木)	1	-1	6/27(木)	6/26(水)	化学
日本電気	4/28	6/19(木)	6/20(金)	1	0	6/21(金)	6/21(金)	電気機器
日本ハム	5/9	6/24(火)	6/25(水)	1	-1	6/26(水)	6/25(火)	食料品
日本郵船	5/8	6/17(火)	6/18(水)	1	0	6/19(水)	6/19(水)	海運業
ニトリホールディングス	5/13	6/25(水)	6/26(木)	1	-1	6/21(金)	6/20(木)	小売業
日本航空	5/2	6/23(月)	6/24(火)	1	-1	6/19(水)	6/18(火)	空運業
任天堂	5/8	6/26(木)	6/27(金)	1	-1	6/28(金)	6/27(木)	その他製品
野村ホールディングス	4/25	6/23(月)	6/24(火)	1	-1	6/26(水)	6/25(火)	証券、商品先物取引業
長谷工コーポレーション	5/14	6/26(木)	6/27(金)	1	0	6/27(木)	6/27(木)	建設業
ファナック	4/23	6/26(木)	6/27(金)	1	-1	6/28(金)	6/27(木)	電気機器
フジクラ	5/13	6/26(木)	6/27(金)	1	0	6/27(木)	6/27(木)	非鉄金属
マツダ	5/12	6/24(火)	6/25(水)	1	-1	6/26(水)	6/25(火)	輸送用機器
三井化学	5/13	6/23(月)	6/24(火)	1	0	6/25(火)	6/25(火)	化学
三井物産	5/1	6/17(火)	6/18(水)	1	0	6/19(水)	6/19(水)	卸売業
三菱自動車工業	5/8	6/18(水)	6/19(木)	1	-1	6/21(金)	6/20(木)	輸送用機器
三菱マテリアル	5/14	6/24(火)	6/25(水)	1	0	6/26(水)	6/26(水)	非鉄金属
ミネベアミツミ	5/9	6/26(木)	6/27(金)	1	0	6/27(木)	6/27(木)	電気機器
明治ホールディングス	5/9	6/26(木)	6/27(金)	1	0	6/27(木)	6/27(木)	食料品
LINEヤフー	5/7	6/18(水)	6/19(木)	1	1	6/17(月)	6/18(火)	情報・通信業
旭化成	5/9	6/25(水)	6/25(水)	0	0	6/25(火)	6/25(火)	化学
SMC	5/14	6/27(金)	6/27(金)	0	0	6/27(木)	6/27(木)	機械
大阪瓦斯	5/8	6/24(火)	6/24(火)	0	0	6/27(木)	6/27(木)	電気・ガス業
小田急電鉄	5/13	6/27(金)	6/27(金)	0	0	6/27(木)	6/27(木)	陸運業
京成電鉄	5/9	6/27(金)	6/27(金)	0	0	6/27(木)	6/27(木)	陸運業
清水建設	5/14	6/27(金)	6/27(金)	0	0	6/27(木)	6/27(木)	建設業
JFEホールディングス	5/8	6/25(水)	6/25(水)	0	0	6/25(火)	6/25(火)	鉄鋼
スズキ	5/12	6/27(金)	6/27(金)	0	0	6/27(木)	6/27(木)	輸送用機器
住友化学	5/14	6/20(金)	6/20(金)	0	0	6/21(金)	6/21(金)	化学
住友電気工業	5/13	6/26(木)	6/26(木)	0	0	6/26(水)	6/26(水)	非鉄金属
住友ファーマ	5/13	6/26(木)	6/26(木)	0	0	6/25(火)	6/25(火)	医薬品

[参考]日経225を構成する3月期決算会社の有報開示予定一覧(6/6)

会社名	決算発表日	有報開示日	総会日	有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示から 総会までの日数	(前期) 有報開示日	(前期) 総会日	業態
武田薬品工業	5/8	6/25(水)	6/25(水)	0	0	6/26(水)	6/26(水)	医薬品
帝人	5/12	6/25(水)	6/25(水)	0	0	6/20(木)	6/20(木)	繊維製品
ディスコ	4/17	6/24(火)	6/24(火)	0	0	6/21(金)	6/21(金)	機 械
東急	5/14	6/27(金)	6/27(金)	0	0	6/27(木)	6/27(木)	陸運業
東武鉄道	4/30	6/24(火)	6/24(火)	0	0	6/21(金)	6/21(金)	陸運業
日揮ホールディングス	5/14	6/27(金)	6/27(金)	0	0	6/27(木)	6/27(木)	建設業
ニッスイ	5/14	6/26(木)	6/26(木)	0	0	6/26(水)	6/26(水)	水産・農林業
日本製鉄	5/9	6/24(火)	6/24(火)	0	0	6/21(金)	6/21(金)	鉄 鋼
バンダイナムコホールディングス	5/8	6/23(月)	6/23(月)	0	0	6/24(月)	6/24(月)	その他製品
三井金属鉱業	5/13	6/27(金)	6/27(金)	0	0	6/27(木)	6/27(木)	非鉄金属
三菱重工業	5/9	6/27(金)	6/27(金)	0	0	6/27(木)	6/27(木)	機 械
横河電機	5/7	6/19(木)	6/19(木)	0	0	6/18(火)	6/18(火)	電気機器
NTN	5/14	6/26(木)	6/25(水)	-1	-1	6/26(水)	6/25(火)	機 械
エムスリー	5/2	6/27(金)	6/26(木)	-1	-1	6/27(木)	6/26(水)	サービス業
コナミグループ	5/8	6/27(金)	6/26(木)	-1	-1	6/27(木)	6/26(水)	情報・通信業
塩野義製薬	5/12	6/19(木)	6/18(水)	-1	-1	6/21(金)	6/20(木)	医薬品
シチズン時計	5/13	6/26(木)	6/25(水)	-1	-1	6/26(水)	6/25(火)	精密機器
セイコーエプソン	5/1	6/27(金)	6/26(木)	-1	-1	6/26(水)	6/25(火)	電気機器
東京電力ホールディングス	4/30	6/27(金)	6/26(木)	-1	-1	6/27(木)	6/26(水)	電気・ガス業
トヨタ	4/28	6/25(水)	6/24(火)	-1	-1	6/26(水)	6/25(火)	化 学
日本電信電話	5/9	6/20(金)	6/19(木)	-1	-1	6/21(金)	6/20(木)	情報・通信業
日立建機	4/25	6/24(火)	6/23(月)	-1	-1	6/25(火)	6/24(月)	機 械
ANAホールディングス	4/30	6/30(月)	6/27(金)	-3	-1	6/28(金)	6/27(木)	空運業
太平洋セメント	5/13	6/30(月)	6/27(金)	-3	-1	6/28(金)	6/27(木)	ガラス・土石製品
ヤマハ	5/8	6/23(月)	6/20(金)	-3	-1	6/25(火)	6/24(月)	その他製品
NTTデータグループ	5/8	6/20(金)	6/16(月)	-4	-1	6/19(水)	6/18(火)	情報・通信業
トヨタ自動車	5/8	6/18(水)	6/12(木)	-6	-7	6/25(火)	6/18(火)	輸送用機器
SOMPOホールディングス	5/20	6/30(月)	6/23(月)	-7	3	6/21(金)	6/24(月)	保険業
日産自動車	5/13	未定・未公表	6/24(火)	未定・未公表	-3	6/28(金)	6/25(火)	輸送用機器
日立製作所	4/28	未定・未公表	未定・未公表	未定・未公表	0	6/21(金)	6/21(金)	電気機器
本田技研工業	5/13	未定・未公表	未定・未公表	未定・未公表	0	6/19(水)	6/19(水)	輸送用機器

- I. 総会前開示を実現するための方策の検討
 - (1) 上場会社の取組の支援
 - (2) 要請の実施
 - (3) ウェブサイトによる周知・啓発
 - (4) 制度面の対応
- II. 今後の取組について

ウェブサイトにおける周知・啓発活動①

- 第2回協議会后、金融庁ウェブサイトにて特集ページ「**有価証券報告書の定時株主総会前の開示について**」を新設^(注)。
- 開示府令の記載上の注意の解釈や、有報を総会前に提出する場合の具体的な記載例について、「**有報を総会前に提出する場合の留意点**」として整理し、掲載した。
- 今後も記載を充実させていく予定であるため、追加した方がよい事項等があれば、ご提案いただきたい。

(2025年3月28日公表)

有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点

- 有価証券報告書(以下「報告書」という。)を株主総会前に提出する場合、その記載事項のうち、**定時株主総会又はその直後の取締役会の決議事項となっている事項**について、**その旨及びその概要を記載**することとされている。
- そのため、これまで総会前開示を実施していなかった者が**総会前開示を始めるに当たっては、報告書の記載内容に変更が必要となる点がある**ことから、その便宜に供するため、留意点をとりまとめた。

<参照条文>
 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第3号様式
 (記載上の注意)
 (1) 一般的事項
 g この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。

記載上の注意(1)一般的事項gの解釈

(定時株主総会前に報告書を提出する場合におけるその旨及びその概要の記載)

- 企業内容等の開示に関する内閣府令第3号様式記載上の注意(1)gに規定する「**その旨及びその概要**」については、**報告書提出時点で定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項とすることを予定している内容を、可能な範囲で記載することで足りる**。例えば、報告書を定時株主総会の3週間以上前に提出する場合等において、報告書提出時点で記載できる状態になっていない事項について、開示が要求されるものではない。

5. 役員の状況

総会後に開示<X期>						総会前に開示<X+1期>					
第4【提出会社の状況】 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (2)【役員の状況】 提出日現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。						第4【提出会社の状況】 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (2)【役員の状況】 1. 2023年6月12日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。					
男性7名 女性3名 (役員の内女性の比率30%)						男性7名 女性3名 (役員の内女性の比率30%)					
役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	●●	1970年3月7日	▲▲入社 ・当社代表取締役社長(現任)	...	80	代表取締役社長	●●	1970年3月7日	▲▲入社 ・当社代表取締役社長(現任)	...	80
§						§					
取締役	○○	1975年10月18日	▲▲入社 ・当社取締役(現任)	...	60	取締役	○○	1975年10月18日	▲▲入社 ・当社取締役(現任)	...	60
2. 2023年6月29日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役2名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下の通りとなる予定です。 なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しています。						男性6名 女性4名 (役員の内女性の比率40%)					
役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	○○	1975年10月18日	◆◆入社 ・当社代表取締役社長(現任)	...	60	代表取締役社長	○○	1975年10月18日	◆◆入社 ・当社代表取締役社長(現任)	...	60
§						§					
取締役	■●	1980年10月30日	△△入社 ・当社取締役(現任)	...	40	取締役	■●	1980年10月30日	△△入社 ・当社取締役(現任)	...	40

✓ 「役員の状況」においては、**役員に係る情報(氏名、略歴、任期等)及び女性比率等**が記載事項とされているため、**決議を予定している内容を記載**。

(記載上の注意の解釈)

有報を総会前に提出する場合の具体的な記載例

(注) https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokain_aeka/ij.htm

ウェブサイトにおける周知・啓発活動②

- 第2回協議会で示した、**総会2週間前の開示を予定している企業の事前公表**を行った。今後も、該当があれば毎月更新していく予定としている。
- これと併せて、**総会前開示に向けた官民のこれまでの取組の整理**を総会前開示の紹介ページに掲載。
- また、**2025年3月期決算会社における総会前開示の実施状況**について、6月末時点で実績ベースの集計を行い、統計データ及び総会前に開示した会社の一覧を紹介ページに掲載する予定。
- **監査役監査の対象についての整理等**も、第2回協議会で示した資料をもとに、メンバーのご意見や議決権基準日の変更及び一体開示に関する勉強会での検討も踏まえて整理・公表する方針。

令和7年5月30日
金融庁

令和7年5月30日
金融庁

定時株主総会の2週間以上前に 有価証券報告書の提出を予定している上場会社一覧

当ページでは、機関投資家において有価証券報告書の一定の活用が可能となると考えられる定時株主総会の2週間以上前の開示に着目し、決算短信において定時株主総会の2週間以上前に有価証券報告書を提出する予定である旨を公表している上場会社を御紹介しています（月次更新）。

（令和7年5月30日時点）

上場会社名（五十音順）	決算期	有価証券報告書提出予定日	定時株主総会開催予定日
株式会社T&Dホールディングス	3月期	令和7年6月12日	令和7年6月26日
HOYA株式会社	3月期	令和7年6月5日	令和7年6月26日

（注） 決算短信時点における予定であり、変更があり得る点にご留意ください。

（総会2週間前の開示を予定している企業の事前公表）

有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた 施策等の一覧

有価証券報告書の定時株主総会前の開示（以下「総会前開示」）及びそのための有価証券報告書と事業報告書の一体開示については、官民において、その推進のための施策等が、法制面・運用面の双方で行われてきました。

その反面、実施主体・実施年によって施策等の掲載箇所が異なっていることから、参照し難い面があります。当ページでは、それらの従前の施策等を整理し、御紹介しています。

法制

<総論>

- ・ [総会前開示を行うことについての現行法制上の整理](#)

（総会前開示に向けた官民のこれまでの取組の整理）

I. 総会前開示を実現するための方策の検討

(1) 上場会社の取組の支援

(2) 要請の実施

(3) ウェブサイトによる周知・啓発

(4) 制度面の対応

II. 今後の取組について

[参考]コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024 のフォローアップと今後の方向性について(案)

- 金融庁では、本年6月2日に「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議(第30回)」を開催し、アクション・プログラム2024のフォローアップと今後の方向性について議論。
- コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた今後の方向性の案として、総会前開示に関しては、取組を更に促すべく、**コーポレートガバナンス・コードの見直しや、株主総会資料の書面交付の不要化・電子化を含めた株主総会に係る法制面の整理等の推進**が挙げられたところ。

コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024のフォローアップと今後の方向性について(案) (抜粋)

II. フォローアップと今後の方向性

2. 情報開示の充実・投資家との対話促進

(前略)

有価証券報告書の定時株主総会前の開示(以下「総会前開示」)については、2024年12月に「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」を設置し、官民の関係者と連携して、適切な有価証券報告書の開示時期の検討や実務上の課題の洗い出しを行った。さらに、取組を推進するため、2025年3月28日、金融担当大臣より全上場企業に対する要請文を発出し、有価証券報告書の提出は株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられることを示しつつ、これまで総会前開示に取り組んでいない上場企業に対しては、その第一歩として、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請した。

(後略)

[今後の方向性]

- 建設的な対話の更なる促進のためのスチュワードシップ活動の質の向上や投資家との目線の合った情報開示の充実に向け、企業と投資家の議論の場を設け、「スチュワードシップ活動の実態に関する調査」で共有する事例を更に充実させる等、取組事例の収集・共有を継続することとしてはどうか。
- **総会前開示に係る要請を受けた企業の対応状況を有価証券報告書レビューによりフォローアップするとともに、上場企業の総会前開示の取組を更に促すべく、コーポレートガバナンス・コードの見直し等を検討することとしてはどうか。**
- 企業による株主総会前の適切な情報提供の取組が容易となるよう、**株主総会資料の書面交付の不要化・電子化を含めた株主総会に係る法制面の整理等の推進策について、関係省庁(法務省・経済産業省)との連携を進めることが考えられるか。**

書面交付請求制度について(法務省 法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会)

- 令和7年4月、法務省の法制審議会部会において会社法制の見直しに向けた調査審議が開始。
- 審議会では、**株主総会の在り方に関する規律の見直し**が論点として挙げられている。
- 会社法上の**書面交付請求制度**について、第1回会議では**複数の委員から制度の見直しに賛同する意見**があった。また、過渡期に中間的な制度を創設すると却って企業側の負担になるため、**制度を残すのか廃止するのか、定款自治に委ねる等の議論をすべき**との意見もあった。
- 他方で、依然として**デジタルデバインドの株主も一定の割合で存在**し、当該制度の見直しは時期尚早であるといった指摘も見られるとの意見もあった。なお、個社の数字として、2025年3月末における書面交付請求率は、議決権を有する**株主数全体の0.45%**と**非常に低い水準**であったとの意見もあった。

会社法制(株式・株主総会等関係)部会 第1回会議(令和7年4月23日) 資料 (抜粋)

○部会資料1 会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しにおける検討事項の例

第2 株主総会の在り方に関する規律の見直し

3 その他の株主総会の在り方に関する規律の見直し

前記1及び2のほか、**株主総会の合理化の観点から、株主総会の在り方に関する規律の見直しをすることについて、その検討に要する期間等も踏まえ、どのように考えるか。**

○参考資料1 会社法制研究会報告書

第11 書面交付請求制度の見直し

令和元年の会社法改正により導入された株主総会資料の電子提供制度においては、株主総会資料の電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主は、株式会社に対して、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができることとし、取締役は、書面交付請求をした株主に対して、電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならないとされている(会社法第325条の5第1項、第2項)。

この点について、**令和元年の会社法改正以降、コロナ禍により社会全体のデジタル化が一層進んだことなどを踏まえ、書面交付請求制度を維持することによる株式会社の負担等を考慮し、書面交付請求制度の見直しを検討すべきであるとの指摘**がある。

書面交付請求制度に関する実務関係者の意見等

- 書面交付請求制度については、発行会社からは、印刷スケジュールや運送コストなどの色々な実態上の悩みがあるといった声があった。また、証券会社からは、株主からの取次ぎを行っているところ、システム改修費やオペレーターの人件費等のコストを回収できていないという意見を聞いている。
- これらを踏まえ、法制審議会において、金融庁からは、少数の希望者のために印刷用資料を準備しなければならない、発行会社に多大なコストを生じさせているといった意見や、株主からの取次ぎを担う証券会社・信託銀行からも、コスト増の要因となっているとの意見があることを踏まえ、株主総会の更なる合理化に関連する論点として書面交付請求制度のあり方について取り上げるべき旨の発言を行った。
- 本協議会での議論も踏まえつつ、本制度の見直しに向けて、引き続き検討を進めていくことが必要と考えられる。

会社法制(株式・株主総会等関係)部会 第1回会議(令和7年4月23日) 金融庁発言 (抜粋)

書面交付請求制度についてでございますけれども、多くの委員から御指摘がありましたように、株主総会資料の電子提供措置に係る書面交付請求制度につきましては、当庁で開催しております有報の総会前開示に向けた環境整備に関する連絡協議会というところにおきましても、先ほど具体的な数字もお示しいただきましたけれども、少数の希望者のために印刷用資料を準備しなければならない、発行会社に多大なコストを生じさせているというような御意見も伺っております。さらに、株主からの取次ぎを担う証券会社、信託銀行の方々からも、コスト増の要因となっているというような御意見も伺っているところでございます。制度の趣旨が、複数の委員からも御指摘がありました、デジタルデバインド対応ということで、かつ現行法制においても株主総会資料の大部分について書面への記載を省略できるというような簡素化も図られているということは承知しているのですけれども、省略できたとしても、結局印刷物一式を用意しなければならないという点では変わらないということでございますので、株主総会の更なる合理化に関連する論点としまして、書面交付請求制度のあり方については是非検討をお願いできればと考えてございます。

「一体的開示」、「一体開示」及び「開示書類の一本化」について

- 金商法は有価証券報告書、会社法は事業報告等をそれぞれ規律しており、**上場会社はこれら2種の書類を作成・開示する義務がある。**
- 「一体的開示」とは、有報と事業報告等の**記載内容・項目を可能な範囲で共通化**することを指し、**現行法上も可能。**

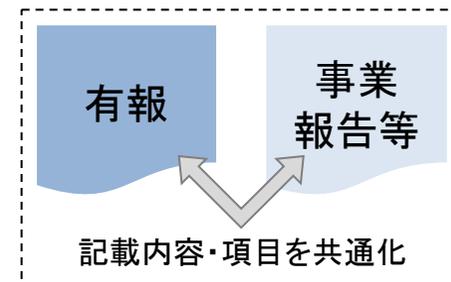
有報と事業報告等をそれぞれ作成・開示する必要があるため、有報の総会前開示を達成する十分条件にはならないが、作成業務の効率化に資する。
- 「一体開示」とは、**有報と事業報告等を一体の書類として作成・開示**することを指し、**現行法上も可能**(提出された書類は、有報でもあり、事業報告等でもある。)

有報と事業報告等との間で重複する開示を効率化する効果があるほか、事業報告等は株主総会の3週間前までに株主へ電子提供することが会社法で求められているため、**必然的に有報の総会前開示が達成される。**

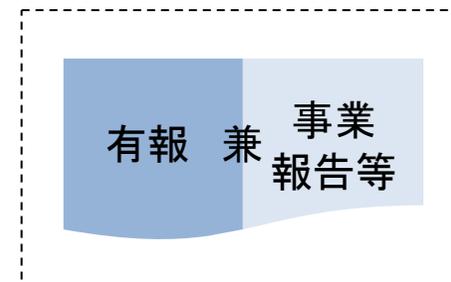
(※)電子提供については、会社法上、EDINET特例(事業報告等と一体となった有報をEDINETを利用して開示した場合には、それに重ねて事業報告等を別の書類として作成し、電子提供する必要はないとするもの)が設けられており、これを活用することにより、一体開示が可能。
- 「開示書類の一本化」とは、**有報を開示した上場会社は事業報告等を作成する義務を負わない**とすることを指し、**会社法改正が必要**(開示期限は事業報告等と同じ。)

なお、どのような場合に作成義務を負わないとするかについては、例えば次のような考え方がある。

 - ✓ 有報に、**事業報告等に記載すべき事項が全て含まれていることを条件とするもの**
 - この場合、実際に開示される書類は現行法制における**EDINET特例に基づくもの**とほぼ同じになると考えられるが、**有報と事業報告等の2種の書類を作成・開示する必要が法令上なくなる。**



(一体的開示のイメージ)



(一体開示のイメージ)



(一本化のイメージ)

開示書類の一本化について

- 開示書類の一本化については、**企業の開示実務の効率化**に資する点で、経済界からも要望が出されており、本年4月に行われた法制審議会・会社法制(株式・株主総会等関係)部会(第1回)においても発言がなされている。
 - 現行法制では、有報と事業報告等は別個の法律に基づき、異なる趣旨の下でそれぞれの開示が求められていることから、一本化を実現するためには、それぞれの**開示の趣旨**(現行法制で保護されている法的利益)**等を整理した上で、記載事項を整理することが必要**。
 - **有価証券報告書**
投資家(潜在的投資家を含む)を名宛人とし、合理的な投資判断又は議決権行使等の株主権の行使の判断材料とすること。
 - **事業報告等**
株主及び会社債権者を名宛人とし、株主権行使や融資等の意思決定に際しての判断材料とすること。
 - **少なくとも現に株主である者が議決権を行使するための判断材料とするという意味においては、両者は共通しているものと考えられる**。開示の趣旨及び記載事項の整理次第によっては、一本化は必ずしも不可能ではなく、立法事実や会社法上の諸論点も踏まえつつ、今後議論が深まることが望ましい。
- (考えられる論点の例)
- ✓ 実際に作成される書類はEDINET特例に基づく一体開示による書類とほぼ同じと考えられるところ、開示書類の一本化が企業の開示実務の効率化にどのようなつながるか
 - ✓ 開示書類の一本化を行った場合の会社法監査の範囲

有価証券報告書の記載事項の整理について

- 事業報告等と有報の一体開示あるいは一本化の観点では、**事業報告等の記載事項の大部分が有報においても記載事項**となっているほか、**有報には事業報告等には含まれない記載事項も多いことから、有報の記載事項の整理が主な論点**となる。
- 足下、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、有報におけるサステナビリティ開示基準に基づく開示の義務付けが検討されているところ、有報の重要性がより高まるのと同時に、**記載事項の追加による企業負担の増加についても考慮**する必要がある。
- 本年6月2日の「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（第30回）」では、アクション・プログラム2024のフォローアップと今後の方向性について議論しているが、同会議において示した資料では、**有報の記載事項の整理（スリム化含む）**についても言及している。
- 今後、総会前開示の観点からも、有報の記載事項について検討を行うことが考えられる。

コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024のフォローアップと今後の方向性について(案) (抜粋)

Ⅱ. フォローアップと今後の方向性

2. 情報開示の充実・投資家との対話促進

(中略)

[今後の方向性]

(中略)

- あわせて、**投資判断への有用性と企業負担のバランスに配慮する観点から、有価証券報告書の記載事項の整理（スリム化含む）を検討**することとしてはどうか。

I. 総会前開示を実現するための方策の検討

(1) 上場会社の取組の支援

(2) 要請の実施

(3) ウェブサイトによる周知・啓発

(4) 制度面の対応

II. 今後の取組について

「有報開示後の総会」を実現するための今後の取組について

- 投資家の意思決定に必要な時間を十分確保し、定時株主総会での議決権行使に役立てるためには、有報の開示は、総会の招集通知と同時期であり、**一体開示が可能となる総会3週間以上前が最も望ましい**。
- その実現のためには、**株主総会より前に有報が開示される慣行の醸成も重要**であることから、本年3月28日に金融担当大臣より「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を発出し、**取組の第一歩として、本年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請**。
- 今後、要請を受けた**企業の対応状況を把握しつつ、総会開催日の後倒しによる総会3週間以上前の有報開示(有報開示後の総会)**を容易にするための施策の実施等に取り組んでいくことが考えられる。

